

IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.16 (2008 年 7 月～11 月)

財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

アメリカに端を発した金融危機は、予想を超える速さと衝撃で世界経済に影響を及ぼしつつあります。新興国を含む世界各地で雇用や生活への不安が広がり、各国政府が金融・経済・社会問題への対応に追われる中、国連交渉がポーランド・ポズナニで始まりしました。

世界を同時に襲った金融・経済危機と共に様々な問題や制約が顕在化し、地球温暖化問題が最大の関心事項として報道された今夏までとは様相が一変する一方、中・長期的な経済成長ツールとしての環境・省エネ技術や革新的技術への戦略的な関心が高まっています。

国内においては、平成 19 年度の温暖化ガス排出量の実績がまとまり、自主行動計画のフォローアップが始まっています。厳しい実態が明らかになる一方で、サミット議長国として約束した中期目標の設定や排出量取引制度の試行など国内対策の議論や取組も漸く動き始めました。

そこで本稿では、2008 年 7 月から 11 月にかけての注目すべきポイントを中心に、地球温暖化防止政策に関する国内外の動向をご紹介します。

地球環境ユニット総括 山下ゆかり

目次

1. 米オバマ次期政権の 2009 年政策展望、国内排出量取引制度導入は実現するか？ (文責 小松昭)	2
2. EUETS における炭素リーケージに関する検討状況(文責 坂本智幸)	4
3. 国内排出量取引の試行的実施がスタート (文責 樋口岳彦)	6
4. 将来枠組みに関する最近の動向 ～ア克拉での会合報告～ (文責 和田謙一)	8
5. 国際取引ログ (ITL) と EU の各登録簿および CITL (共同体独立取引ログ) とが接続 (文責 田上貴彦)	9
6. JI のジレンマ ～国連 JI テクニカルワークショップでの「JI ガイドラインの見直し」に 関する議論～ (文責 武川昌男)	11
7. 中国 気候変動に対する政策・行動に関する白書を発表 (文責 田上貴彦)	13
8. 電気事業環境行動計画の第 11 回フォローアップ結果 (文責 志知隆弘)	16
9. 韓国、第 1 次国家エネルギー基本計画を採択 (文責 金星姫)	18
10. 低炭素社会づくり行動計画における我が国の削減目標の行方 (文責 小川順子)	20
11. 欧州火力発電所と CCS (文責 佐々木宏一)	22

1. 米オバマ次期政権の 2009 年政策展望、国内排出量取引制度導入は実現するか？

2008 年 11 月 4 日の米大統領選挙は、ブッシュ政権への失望感に加え選挙終盤戦で金融危機が表面化したことが重なり、民主党オバマ候補の大勝に終わった。同時に実施された連邦議会選挙でも民主党が上下院で獲得議席数を伸ばした結果、1993 年のクリントン一次政権以来、久々に行政府、上下院とも民主党の完全支配状態になる。オバマ次期大統領は、地球温暖化問題に関して外交では国際交渉に積極的に関与することを表明し、国内では排出量取引制度の導入を提言している。そこで本稿では、オバマ次期政権下で国内排出量取引制度の早期導入が実現するかどうかについての展望を述べる。

(上院での支持票)

国内排出量取引制度については、今までに数多くの法案が連邦議会に提出されている。本年 6 月に上院本会議で「リーバーマン・ウォーナー法案」が審議され、討論終結動議 (filibuster) の票決の結果、賛成 48 票、反対 36 票で動議可決に必要な 60 票に足らずに廃案となったのは記憶に新しい。なお、大統領選予備選の最中であったため、マケイン議員やヒラリー議員など 6 名の法案支持議員が票決には不参加であり、この棄権票を加えると、民主党議員の大半と共和党にあって同法案を支持する議員で計 54 名の議員が実質的に法案を支持していたと発表されている。

一方、今回の選挙では、民主党が共和党から 7 議席を奪取¹しており、これを上乗せすると計算上は安定多数の 60 票が確保されたかに見える。しかし、本年 6 月の投票内訳を見ると、現時点で奪取した共和党 7 議員のうち 4 名が賛成票を投じていることから純増分は 3 票にしかならず、安定多数 60 票には僅かに届かない。しかし、今選挙での民主党の躍進で、排出量取引制度導入法案の議会通過も一歩前進し、現実味を帯びて来たといえる。

(ディングエル・ブーシェ草稿“中期目標値の下方修正”)

6 月の法案否決で実質的な議論は次期政権に先送りされたと思われていたが、10 月 7 日にディングエル下院エネルギー商業委員長とブーシェ大気・エネルギー小委員長が、新たに排出量取引制度導入に関する法案草稿 (Discussion draft) を発表し、その内容から注目を浴びた。

この草稿は、2020 年の中期目標値を、多くの法案が採用している 1990 年レベル(2005 年比 16%削減²)から 1990 年比 9%増に相当する 2005 年比 6%減に大幅に緩和している。一方、長期目標は 2050 年に 2005 年比 80%減と厳しい目標値が維持されているため、実質的な削減は後半に集中的に行われ、プログラム前半では強度の規制は実施されない。つまり、この中期目標値の見直しは、法案の議会通過をにらみ、実質的な規制を後年に繰り延べす

¹ 現時点(2008.11.20)で民主党は改選前の 51 議席に 7 議席を加え、58 議席を確保。

² リーバーマン・ウォーナー法案は 2020 年目標値としてこれよりやや厳しい 2005 年比 19%削減を採用している。

ることで共和党や産業界の導入反対勢力に配慮したものだが、こうした譲歩は導入反対派からの支持を得る代わりに、議会内環境派の支持を失うことにつながる。発表と同時に環境派議員や環境シンクタンクなどから、この中期目標値に対し反発や疑問の声が上がった。2020 年中間目標値については、独自の法制化を進めるカリフォルニア州も 1990 年レベルを採用しており、既に連邦および州を通じ、幅広いコンセンサスとなって定着していることを勘案すれば、この目標値が多数支持を得ることは考えにくい。しかし、金融危機への対応で大統領府および連邦議会が騒然とするタイミングで発表されたもので、米国経済が厳しい景気後退局面に入っていくことが決定的な状況を勘案すれば“時宜に合った”ものであり、今後の議会審議に少なからず影響を与えることは間違いない。

(2009 年の展望)

世界規模の経済減速により、生産活動の縮小から温室効果ガスの排出が減少し、その結果として更に厳しい地球規模の削減目標が可能になる、あるいは削減に関する国際枠組み合意が容易になるという効能を指摘する声がある。しかし、こうした短期的な排出量の減少は、中長期的には投資繰延べによる削減活動の停滞や環境技術開発の遅延という形で相殺される。いずれにせよ、この種の負の考えは地球温暖化問題を考えるにあたり健全とは言えない。オバマ次期政権も、経済危機を理由に地球温暖化対策を後退させるのではなく、経済危機打開の切り札として技術革新による新産業育成および雇用の創出、そして排出量取引制度の導入を軸に具体的な政策の実行を前面に打ち出してくる可能性が高い。オバマ次期政権の具体的な施策は、来年 1 月の一般教書演説まで待たなくてはならない。これにより、米国連邦議会の審議の行方や 2009 年年央の G8 サミットから 2009 年末にコペンハーゲンで行われる気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)につながる国際交渉の方向性も具体的な形で見えてくるだろう。

(文責 小松昭)

(出所)

- ・ オバマおよびバイデン環境政策構想 (Obama Biden “Promoting a healthy environment”)
<http://www.barackobama.com/pdf/issues/EnvironmentFactSheet.pdf>
- ・ ディンゲル・ブーシェ気候変動法案草稿 (Discussion Draft) 2008 年 10 月 7 日
http://energycommerce.house.gov/Climate_Change/CLIM08_001_xml.pdf

2. EUETS における炭素リーケージに関する検討状況

2008 年 1 月 23 日に、欧州委員会 (EC) は 2013 年以降の欧州排出量取引制度 (EUETS) に関する改正指令案 (改正指令案) をはじめとする気候変動対策に係る一連の指令案を発表した。EUETS 対象部門においては、2020 年までに GHGs 排出量を 2005 年の水準から 21%削減することを目標としている。野心的な目標を掲げる一方で、改正指令案では、2013 年以降において重大な炭素リーケージの危険にさらされる部門に対する排出枠 (EUA) の割り当てに際して最大 100%まで無償割当を行うことを定めている (改正指令案第 10 条 a (8))。また、無償割当を受けるセクターは、EC が 2010 年 6 月 30 日までに決定することになっている (改正指令案第 10 条 a (9))。

域外の国・地域が実施する気候変動対策の強度如何によって、EU の野心的な削減目標は炭素リーケージという形で域内の産業活動に負の影響を与える可能性がある。このため、EC は炭素リーケージに関する検討を "ECCP working group on emissions trading on Carbon leakage" において開始しており、2008 年 9 月 26 日には第 2 回目の会合を行っている。この中で、EC は 2013 年以降の EUETS の実施による各産業への影響評価を 3 段階に分けて行うことを提案している。

第 1 段階の分析では、炭素価格の賦課による製品価格への影響について定量的な評価を行い、削減費用の上昇を完全に補償することが必要な製品洗い出しを行うこととしている。具体的には、産業部門別に域外に対する貿易集約度 (生産と輸入額に占める輸出、及び輸入額の合計)、及び与えられた炭素価格 (30 ユーロ/t-CO₂、20 ユーロ/t-CO₂、40 ユーロ/t-CO₂) の下で上昇する製品製造コストの割合の 2 つの評価指標を作成し、2 つ指標の関係から炭素リーケージの危険にさらされる部門をクラスタリングするというものである。第 2 段階の分析では、対象の各部門における国際的な事業展開の程度、マーケットシェア、垂直統合の程度などについて定性的な分析を試みるものである。最後に、第 3 段階の分析では、将来枠組みにおける国際的な取組みの進展に応じて、第 1、第 2 段階における分析結果の再検討を行うこととしている。

EC は、鉄鋼、セメント、アルミ製造業における第 1 段階の分析を完了しており、第 2 回会合ではアルミ製造業の分析結果を発表している。今後、残り 23 部門の分析を実施する予定である。第 2 回会合の参加者は、EC が提案した分析手法について一様に賛同しているものの、一部の参加者から詳細な部門ごとの分析を行うためのデータの利用可能性や透明性などについての課題が指摘されている。また、電力や EUETS の対象となる部門が生産した製品を中間財として投入する部門からは、分析に関して間接排出を考慮すべきとの意見が出されている。

また、第 2 回会合において、Ecofys の Neelis 氏がベンチマークに関する発表を行っている。EUETS にとってのベンチマークとは、重大な炭素リーケージの危険にさらされる部門に対する無償割当量を算定する指標であり、わが国が進める国別の排出削減目標値をセクターごとに積み上げるために利用する効率指標と利用目的が異なる。本会合の議論の結果、

ベンチマークは工業規模で GHGs 排出効率が最も優れた技術を基準に作成すべきであり、設備間で取引される中間財ごとのベンチマークは必要であるものの、プラントの規模やピッチ、あるいは投入する材料の質の違いを補正すべきではないとまとめている。ベンチマークは、EU 域内における経済活動を行う際の共通の炭素指標になる可能性もあることから、EU におけるベンチマークに関する議論に留意する必要があるだろう。

EU は、野心的な削減目標を掲げ 2009 年のコペンハーゲンにおける将来枠組に関する国際交渉を有利に進めようとしている。そのためには、域外に対して 2013 年以降も EUETS によって GHGs の排出削減を進めることをアピールするとともに、域内においては国際競争上過度な経済的損失を招くことにより制度の実効性を欠くことが無いよう合意形成を図っていく必要がある。一方、わが国においては、2008 年 10 月 20 日、地球温暖化問題に関する懇談会の下に「中期目標検討委員会」を設置し、「国際競争力等産業に与える影響」などの検討を通じた戦略的な中期目標の策定に取り掛かることとなった。地球規模での衡平な費用負担が行われない間は、国際的な市場競争に直面する産業にとって税・排出権といった措置は貿易上の障害ともなりえる。わが国は、欧州（及び米国）における炭素リーケージに関する議論を見据えながら中期目標等の検討を進めていくべきだと考える。

（文責 坂本智幸）

（出所）

- ・ Bergmann, M. (2008.9) "Report of the ad-hoc stakeholders meeting of the ECCP Working Group on ETS on carbon leakage", ECCP working group on Emission Trading 資料
- ・ Neelis, M. (2008.9) " Benchmark criteria for ex-ante allocation of CO2 emission allowances ", ECCP working group on Emission Trading 資料
- ・ 欧州議会プレスリリース (2008.10) "EU Emission Trading Scheme: use permit revenues to fund climate change protection, says Environment Committee"
<http://www.europarl.europa.eu/>
- ・ 首相官邸 (2006.10)、『中期目標検討委員会の設置について（案）』第 6 回地球温暖化問題に関する懇談会 資料

3. 国内排出量取引の試行的実施がスタート

10月21日から、排出量取引の国内統合市場の試行的実施への参加企業の募集が始まった。これは、6月の「福田ビジョン」や7月の「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定を受けて実施されるもので、排出量取引を本格実施する場合に必要な条件、制度設計上の課題等を明らかにすることを目的としている。制度の概要は以下の通り。

(1) 参加主体と排出削減目標の設定

この試行的実施は参加者の自主性に基づく制度とされている。参加の可否自体のほか、参加単位も事業所・個別企業・複数企業（企業グループ）のいずれかを選択でき、目標年度や排出目標の設定に関してもまずは各企業が自主的に設定する。しかし、各参加者には現行の自主行動計画の枠組みと整合性を図ることが求められており、当該業種の自主行動計画を下回る目標は認められないほか、所管する省庁が目標の審査を行う。

目標の設定にあたっては総量排出目標だけでなく原単位目標も設定できるが、自主行動計画が業界単位での目標設定となっている中、業界団体自体が参加主体となることは原則として認められない。

(2) 排出枠の取引

総量排出目標を定める場合は、期初に排出枠の交付を受け、当該年度の実績が確定する前に排出枠の取引を行う（事前交付）か、実績確定後に目標との差分について取引を実施する（事後精算）かいずれかを選択できる。ただし事前交付の場合も、安易な排出枠の売り過ぎを防止するため、交付された排出枠の9割は排出量確定以前に取引を行うことができない。原単位目標を設定する場合は事前交付を選択できず、事後精算のみの取り扱いとなる。

取引参加者は毎月の取引価格等の情報を政府に報告することとされており、価格指標等の提供についても検討される予定である。投機的取引のために取引価格が暴騰した場合等は、政府が適正化のための具体的な措置を検討・実施する。一方、当初は相対取引が中心とされ、排出枠を売買する取引所の設置については将来に向けた検討課題とされるに留まった。

(3) クレジットの利用

目標達成には、他の参加者の余剰排出枠のほか、国内クレジットや京都メカニズムクレジットを目標達成に充当できる。このうち国内クレジットは、中小企業等（自主行動計画に参加していない企業）が排出削減事業を実施し、追加削減分としてクレジットが発生する制度で、大企業は協働事業者として資金・技術を供与することによりクレジットを獲得する。

(4) 排出量の算定・報告・検証

各参加者は、当該年度の終了後、8月末日までに前年度の排出量実績を報告し、10月頃に排出量が確定する。また、排出枠の売却を希望する参加者に第三者機関による排出量の検証を義務付けているほか、自主行動計画同様に国の審議会等で毎年度の評価・検証が行

われる。

(5) 実施に向けたスケジュール

当制度は 2008 年度の排出実績から対象となり、12 月中旬まで今年度の参加申請を受け付ける。しかし、税務処理・会計処理の在り方や、自主行動計画非参加企業向けの排出量の算定・報告と検証に関するガイドラインの策定、第三者検証機関の認定等、今年度中に決定しなければならない事項も残されている。更に、2008 年度参加の目標設定に関する一連の手続きが終了した 2009 年 1～3 月の段階で中間レビューが行われるほか、2009 年度に実施される京都議定書目標達成計画の評価・見直しと併せてフォローアップを行うこととされている。

(文責 樋口岳彦)

(出所)

- ・ 首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/asophoto/2008/10/21ondan.html>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/081021/gijisidai.html>

4. 将来枠組みに関する最近の動向 ～アクラでの会合報告～

2008年8月21日から27日にかけて、アフリカ西部にあるガーナの首都アクラにおいて、2013年以降の気候変動に関する国際的な枠組みが議論された。将来枠組みをめぐる話し合いは、2つのトラックで進められている。1つは京都議定書批准国による「第6回 京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する作業部会前半会合」(AWG-KP)で、ここでの議論には、議定書を批准していないアメリカは参加していない。もう一つは議定書の親条約である気候変動枠組条約に基づく「第3回 条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会会合」(AWG-LCA)で、ここではアメリカを含め条約批准国が、主にビルディングブロックと呼ばれる「適応」、「緩和」、「技術」、「資金」の4テーマについて話し合った。

今回の会合では、特に以下の二つの点に注目が集まった。一つは日本が提案している「セクター別アプローチ」が各国からどのように評価、検討されるのかということ、もう一つは現在、非附属書I国として一括りに扱われている途上国を、次期枠組みではどう「差異化」させるのか、ということである。

AWG-LCAでは、「セクター別アプローチ」に関する分科会が開かれた。昨年のバリ会議で日本がセクター別アプローチを提案した時は、コンセプトが明確に固まっていなかったこともあり、自国の排出削減目標につながることを警戒する途上国などから否定的な意見が相次いだ。その後、日本は各国の反応を見ながら提案を具体化させたこともあり、今回は論点が収束し、冷静な議論が行われた。ただし、各国の思惑は様々で、日本はセクター別に削減ポテンシャルを積み上げ、それを先進国間の目標設定に関する交渉の土台にしたいと考えているが、途上国はセクター別の協力による技術移転や資金供与、EUや韓国はセクター別クレジットに関心を寄せている。セクター別アプローチという用語は交渉における検討の一要素として残ったが、今後は、その定義や具体的なあり方をめぐり多面的に検討が深められていくだろう。

今回、もう一つ関心が集まったのは、「差異化」の議論である。附属書I国と非附属書I国のカテゴリー分けは1992年に行われ、京都議定書では、「共通に有しているが差異のある責任」の原則に基づき、非附属書I国には削減目標が課されていない。しかし、その後、世界経済の状況は大きく変わった。現在、一人当たりの国内総生産(GDP)でみると、附属書I国のウクライナよりも高い国が非附属書I国内に40-50カ国もある。そのため、日米欧などは、途上国間で経済の発展段階等の指標により差異化を図り、各国がそれぞれの段階に応じた行動を取る必要があることを主張している。特に先進国は、中国やインドなどの大排出国や、韓国やシンガポールなどある程度経済が発展した国々と、アフリカや小島嶼国などの貧しい国々の負担や努力の負担に差があって然るべきという問題意識を持っている。この議論に途上国は強く反発しているが、次期枠組みのあり方を左右する要素であり、来年のコペンハーゲン会合に向けて激しい議論が続くことが予想される。

(文責 和田謙一)

5. 国際取引ログ (ITL) と EU の各登録簿および CITL (共同体独立取引ログ) とが接続

2008 年 10 月 16 日、UNFCCC の国際取引ログ (ITL : International Transaction Log) と、EU の共同体独立取引ログ (CITL : Community Independent Transaction Log) および EU の各登録簿との接続が完了した。CITL と EU の各登録簿が加わることにより、京都の取引システムでは、政府・法人による世界規模の排出権取引が可能になるとともに、EU 各国では CDM および JI から生じたクレジットを活用できるようになった。

これより前には、5 つの国家登録簿 (日本、ニュージーランド、スイス、ロシアおよびハンガリー) がすでに ITL および CDM 登録簿と接続していた。ITL は、CITL および EU27 か国のうちハンガリーを除く附属書 I 国 24 か国および欧州共同体の登録簿とリアルタイムの運用を開始し、その後、10 月 21 日にリヒテンシュタインおよびノルウェー、10 月 28 日にウクライナと接続した。UNFCCC 事務局は、アイスランドの登録簿と今年の 11 月までに接続を行う予定であり、後はオーストラリア、カナダ (2008 年 6 月 12 日初期設定³済)、クロアチア、モナコ (2008 年 4 月 9 日初期設定済) を残すのみとなった。

EU の各登録簿および CITL が ITL と接続された結果、CDM 登録簿と EU の各登録簿との同時運用も、正式に 10 月 22 日に始まった。この時点から、CDM 登録簿は、暫定保有口座⁴にある CER を EU の各登録簿に移転することができるようになった。

表は、登録 CDM プロジェクトについての 2008 年 10 月末時点での投資国別のプロジェクト数および年削減量である。

表 投資国別プロジェクト数および年削減量
(登録プロジェクト, 2008 年 10 月末現在)

投資国	プロジェクト数 %	年削減量	
		tCO ₂ e/年	%
イギリス	456 (38.3)	142,740,315 (62.5)
スイス	320 (26.9)	116,945,091 (51.2)
日本	140 (11.8)	81,186,387 (35.5)
オランダ	147 (12.3)	73,713,043 (32.3)
ユニラテラル	281 (23.6)	19,894,743 (8.7)
その他	159 (13.4)	22,943,009 (10.0)
全体	1191 (100.0)	228,523,686 (100.0)

(出所) UNFCCC CDM ホームページ

(注 1) 1 つのプロジェクトについて複数の投資国がある場合、それぞれの投資国に重複計上しており、投資国についての合計は全体に一致しない。

(注 2) ユニラテラルとは、プロジェクト参加者がホスト国側のみで、投資国側のプロジェクト参加者がいないものをいう。

³ ITL との同時運用を開始する前に、登録簿が、取引を処理する登録簿間で生じる電子メッセージを調整するために開発された Data Exchange Standards を満たし、必要な登録簿機能を適切に実施できることに関する、ITL 管理者により行われる評価。

⁴ 国家登録簿が ITL に接続されていない附属書 I 国から承認を得たプロジェクト参加者が CER を受け取れるよう、CDM 登録簿内に設置された口座。

プロジェクト数、年削減量の両方において、イギリス、日本、オランダが主な投資国であることがわかるが、スイスもそれらの国に並んでいることが注目される。国家登録簿が ITL に接続されていない場合、CER を CDM 登録簿から国家登録簿内の口座に受け取れず、取引もできない。したがって、これまで ITL に接続していなかった EU や、そもそも京都議定書上、排出量取引が認められていない途上国のプロジェクト参加者は本来ならば CER の取引はできない⁵。そこで、すでに ITL と接続していたスイス登録簿に着目し、CDM プロジェクトについてスイス政府から承認を得て名目的にプロジェクト参加者になることによって、CER をスイス登録簿に移転し現物取引を行う道を開いた。スイス政府による CDM プロジェクト参加の承認は、EU の各登録簿と ITL とが接続したことにより EU の事業者については今後、減少していくと思われるが、途上国の事業者については引き続き行われ、議定書の「抜け道」になっていくものと思われる。

(文責 田上貴彦)

(出所)

- ・ UNFCCC 事務局, PRESS RELEASE: Kyoto Protocol emissions trading system goes global, 2008 年 10 月 14 日
http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/pdf/20081014_press_release_itl_citl.pdf
- ・ UNFCCC ホームページ
http://unfccc.int/kyoto_protocol/registry_systems/registry_websites/items/4067.php
- ・ UNFCCC CDM 事務局, Announcements: CDM registry starts live operations with EU registries, 2008 年 10 月 24 日
<http://cdm.unfccc.int/Registry/index.html>

⁵ 取引相手を CDM プロジェクトに附属書 I 国のプロジェクト参加者として参加させることによるのみ、CER を移転することができる。

6. JI のジレンマ ～国連 JI テクニカルワークショップでの「JI ガイドラインの見直し」に関する議論～

2005 年 12 月にモンテリオールで開催された第 1 回気候変動枠組条約京都議定書締約国会合 (COP-MOP1) で設立されて以来、JI 監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee : JISC) は会合を重ね、一年も経たない 2006 年の 10 月には「JI Track2」を開始させるに至った。しかし、現時点でも最終決定 (Final Determination) に至った JI プロジェクトの件数は 5 件に止まっており、当初の想定よりも進展は遅い。こうした状況の中、多くの国が遵守委員会 (Compliance Committee) による「適格性 (Eligibility)」の承認を受け、「国家間排出量取引 (Emission Trading)」や、同じ JI プロセスでもホスト国が自ら定めた手続きに従ってクレジットの発行量を決めることができる「JI Track1」を開始する国が既に出始めている⁶。

つまり、AAU (Assigned Amount Unit) に余剰があるホスト国は、①GIS (Green Investment Scheme)⁷等を制定してプロジェクトを介さずに AAU を直接取引する、②プロジェクトは介するが、「Track1」により、ホスト国自らが定めた手続きに従って ERU (Emission Reduction Unit) を発行する、③プロジェクトを介し、「Track2」により、JISC の承認を経た上で ERU を発行する、という 3 つのオプションを持つに至ったことになる。しかし、JI はその膨大なポテンシャルが指摘されながらも進み具合が芳しくない。その原因は一体どこにあるのか。

JI は本来、キャップがかかった附属書 I 国同士で行うメカニズムであり、「ホットエア」との批判はあるものの⁸、ホスト国として保有する AAU は ERU として投資国に移転される。したがって、クレジット発行量の算出方法についてはホスト国自らが認めれば本来「柔軟」でも構わないはずである。しかし、クレジット市場の側から見れば、発行基準の緩いホスト国からの ERU が大量に市場に供給されることになれば、価格が下落する可能性があるため、既に投資を行い、クレジットからの収入を見込んでいる市場関係者としてはこれを警戒するところである。ERU の先物価格についても、発行基準の曖昧さや、カントリーリスクの観点から、Track1 から発生した ERU は、Track2 から発生した ERU に比べ、買取価格が安くなっているという。

2008 年 9 月に国連事務局によって開催された、JI テクニカルワークショップの場でも、市場関係者からは、ERU について「信頼性 (Credibility)」「透明性 (Transparency)」「Delivery Risk」といった点を懸念する声が聞かれ、依然としてロシア・東欧諸国特有の制度の不透明性やカントリーリスクがあることが指摘されていた。

では誰が「信頼性 (Credibility)」を担保するのか。つまり JI 固有の「柔軟な」方法論を考案し、「追加性 (Additionality)」を立証する責任は誰にあるのか、という点については

⁶ 日本は既に、ハンガリー、チェコ、ウクライナ、ポーランドと排出量取引に関する覚書を締結している。

⁷ COP6 において、ロシアが提案した制度。AAU 取引による売却益を環境対策に充てるとしたもの。

⁸ AAU は 1990 年の排出量を基準に定められているため、主な JI ホスト国であるロシアや東欧諸国では、1990 年以降の当該地域の経済崩壊によって、削減努力をせずとも排出枠に余剰が生じている。

ホスト国と審査機関側の意見が異なっている。ホスト国の多くは「基本的には専門家たる審査機関 (Independent Entity) が行うべきである」と考えている一方、審査機関の側は「ホスト国も、承認文書 (Letter of Approval) を発行する際に確認を行い、一定の責任を担うべきだ」と主張している。

審査機関としては、既存の「JI ガイドライン (特に、「guidance on criteria for baseline setting and monitoring」)」以外のガイダンスが無い状態で、独自の方法論に基づいて決定報告書 (Determination Report) を作成した結果、若し JISC によって棄却 (Reject) されてしまった場合、審査機関の信用が失われてしまうことになる (Reputation Risk)。従って、現状のままでは CDM (Clean Development Mechanism) の方法論を適用するのがもっとも無難な選択肢であるということになるが、それでは本来 JI のメリットであったはずの「柔軟さ」が失われてしまうというジレンマがある。

審査機関としては、CDM のものよりは厳格でない JI 固有の方法論に関するガイダンス、或いはマニュアルの類 (Validation and Verification Manual : VVM) があつたほうが良いとの意見である。つまり CDM ほど厳しくはないが、市場関係者には一定の信頼性を得られる最低限の審査基準の設定を要望しているのである。

具体的な意見として

- ・ CDM の様に、工程の各プロセスでのモニタリングを要求するのではなく、工程全体での (Bundle) モニタリングでも構わないのではないか。
- ・ JI ホスト国には老朽化した地域冷暖房施設が多く、これらの施設は CDM ホスト国には無いという特徴があるが、その分野固有の新規方法論を設けるのも一案ではないか。
- ・ CDM で棄却された方法論を採用しても良いのではないか。
- ・ WBCSD (World Business Council for Sustainable Development) 等の他の組織で考案された方法論を援用しても良いのではないか。
- ・ CDM の方法論で、適用方法が違う形のもの、或いは変形形、或いは一定の範囲で乖離した場合を認めても良いのではないか。

といった様々な意見が挙げられたが、最終的には今回の第 12 回会合では、「JI ガイドラインの見直し」は見送ることとなった。「JI ガイドラインの見直し」に関する審議は今後も続く予定であり、次回の会合は 12 月に予定されている。

(文責 武川昌男)

(出所)

- ・ UNFCCC Technical Workshop on Joint Implementation
http://ji.unfccc.int/Workshop/9_September_2008.html

7. 中国 気候変動に対する政策・行動に関する白書を発表

中国国務院は 2008 年 10 月 29 日、中国の気候変動に対する政策・行動に関する白書を発表した。

白書は、①気候変動と中国の国情、②気候変動の中国に対する影響、③気候変動に対する戦略と目標、④緩和の政策と行動、⑤適応の政策と行動、⑥一般の参加意識と能力の向上、⑦気候変動領域の国際協力の強化、⑧気候変動に対する体制とメカニズムの設置の 8 章からなる。白書は、中国の気候変動に対する政策と努力および「国家気候変動プログラム」実施により得た進展と成果を紹介するとともに、中国の気候変動に対する積極的な立場を明らかにすることを目的としている。

緩和については、中国は現在までに積極的に緩和の政策と行動を推進し、経済構造の調整、発展方式の転換、省エネルギー、エネルギー利用効率の向上、エネルギー構成の高度化、植林等において一連の政策措置を採り、顕著な成果を得たとした。その主な内容は次のとおり。

- 経済構造の調整と産業構造高度化の推進
 - ー 旧式の生産能力の淘汰：2007 年、小規模火力発電設備 1438 万 kW を停止し、旧式鉄鋼生産能力 4659 万トン、製鋼生産能力 3747 万トン、セメント生産能力 5200 万トンを淘汰した。
- 省エネルギーとエネルギー利用効率の向上
 - ー 全社会共同の努力を経て、2006 年と 2007 年の GDP 当たりエネルギー消費量はそれぞれ、1.79%と 3.66%下がった。2006 年と 2007 年の累計エネルギー節約量は 1.47 億標準炭換算トンである（3.35 億 t-CO₂ の排出削減に相当）。
 - ー 重点省エネルギープロジェクト実施の加速：2006 年、国家は国債と中央予算内の投資を用いて省エネ重点プロジェクト 111 件を支援し、1010 万標準炭換算トンの省エネルギー能力を形成した。2007 年、国家は国債、中央予算内の投資および中央財政資金を用いて省エネルギー重点プロジェクト 681 件を支援し、2550 万標準炭換算トンの省エネルギー能力を形成した。各級地方政府下の企業の省エネ技術改良によって、6000 万標準炭換算トンの省エネ能力を形成した。財政補助を採用して省エネルギー電球 5000 万個の使用を普及する任務はすでに各地組織で実施されており、ここ 3 年で省エネルギー電球 1.5 億個以上の使用が普及する予定となっている。
 - ー エネルギー開発・転換効率の向上：2007 年、6000kW 以上の火力発電設備は、石炭消費量が 1980 年の 448 標準炭換算グラム/kWh から 370 標準炭換算グラム/kWh に下がった。
- 再生可能エネルギーの開発とエネルギー構成の高度化
 - ー 再生可能エネルギー総利用量は約 2.2 億標準炭換算トンである（大規模水力発電を含む。約 5 億 t-CO₂ の排出削減に相当）。

2007 年末までに、中国の水力発電の設備容量は 1.45 億 kW、年発電量 4829 億 kWh に達しており、そのうち 2006 年、2007 年両年平均で新增設備 2600 万 kW、年平均成長率 12%であった。風力発電の規模は倍増し、設備容量は 600 万 kW を超え、そのうち 2006 年、2007 年両年の新增設備は 305 万 kW、年平均増加率 148%であった。太陽エネルギー温水器の集熱面積は 1.1 億 m²に達した。バイオマス発電設備容量は 300 万 kW であり、バイオ燃料エタノールの年生産能力は 120 万トンを超えた。原子力発電設備は 906 万 kW であり、2006 年に比べて 30.5%増加した。

石炭の一次エネルギー消費中の割合は、1980 年の 72.2%から 2007 年の 69.4%に下がった。水力発電、風力発電および原子力発電の割合は、4%から 7.2%に上がった。

○ 農業・農村の温室効果ガス排出の削減

2007 年末までに、全国のメタンガスを用いる世帯が 2650 万世帯を超え、毎年約 1600 万標準炭換算トンの代替が可能であり、これは二酸化炭素にして 4400 万トンの排出削減に相当する。

○ 植林の推進と炭素吸収能力の増強

1980 年代から、中国政府は毎年平均 400 万 ha を植林してきた。現在、全国の人工林面積は 0.54 億 ha、蓄積量は 15.05 億 m³に達し、森林被覆率は 1980 年代初めの 12%から現在の 18.21%まで上がった。推計によれば、1980～2005 年で、中国の植林活動の累計吸収量が 30.6 億 t-CO₂、森林管理の累計吸収量が 16.2 億 t-CO₂、森林減少による排出の削減 4.3 億 t-CO₂である。

2007 年の GDP1 万元当たりエネルギー消費量は 1.16 標準炭換算トンであり、2006 年から 3.66%の減少であったことは、国家統計局、国家発展改革委員会および国家発展改革委員会国家能源局が 7 月 14 日に発表していた。

2007 年 6 月の国家気候変動プログラムで定められている目標と今回の「気候変動に対する政策・行動」白書における実績をくらべると次のようになる。

2007年6月の国家気候変動プログラムで定めている目標	2008年10月の「気候変動に対する政策・行動」白書における実績
2010年までにGDP単位当たりのエネルギー消費量の約20%削減	2006年と2007年のGDP当たりエネルギー消費量はそれぞれ1.79%と3.66%下がった
一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギー(大規模水力発電を含む)の割合を2010年までに10%まで上げる	水力発電、風力発電および原子力発電の一次エネルギー消費中の割合は1980年の4%から2007年の7.2%に上がった
森林被覆率を20%に増加し、2010年までに2005年のレベルを5000万トン超える吸収量の増加を実現する	森林被覆率は1980年代初めの12%から現在の18.21%まで上がった

GDP 当たりエネルギー消費量、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合、森林被覆率ともに、これまでの推移のままでは目標を達成することは難しい状況にある。

(文責 田上貴彦)

(出所)

- 解振華 (国家発展改革委員会副主任), Opening Remarks at the Press Conference for the White Paper on China's Policies and Actions on Addressing Climate Change, 2008 年 10 月 29 日
<http://www.ccchina.gov.cn/WebSite/CCChina/UpFile/File314.pdf>
<http://www.ccchina.gov.cn/WebSite/CCChina/UpFile/File313.pdf>
- 中華人民共和国国務院新聞弁公室, China's Policies and Actions for Addressing Climate Change, 2008 年 10 月 29 日
<http://www.ccchina.gov.cn/en/NewsInfo.asp?NewsId=15013>
<http://www.ccchina.gov.cn/cn/NewsInfo.asp?NewsId=14980>
- “Energy consumption per unit of GDP in China continues to fall last year”, 新華社, 2008 年 7 月 15 日
http://www.gov.cn/english/2008-07/15/content_1044802.htm

8. 電気事業環境行動計画の第11回フォローアップ結果

電気事業連合会は、1996年11月に「電気事業における環境行動計画⁹」を策定し、以降毎年フォローアップを行っている。2008年9月22日には、2007年度実績を中心とした11回目のフォローアップを公表した。

フォローアップで公表された2007年度の実績は以下の通りである。

- 使用端 CO₂ 排出原単位：0.453kg-CO₂/kWh(前年度比+10.5%)
- CO₂ 排出量：4.17 億 t-CO₂(前年度比+14.3%)
- 使用電力量：9,200 億 kWh(前年度比+3.4%)

	1990 年度 (実績)	2005 年度 (実績)	2006 年度 (実績)	2007 年度 (実績)	2008～2012 年度 (5 年間の平均値)
使用電力量 (億 kWh)	6,590	8,830	8,890	9,200	9,310 [見通し]
CO ₂ 排出量 (億 t-CO ₂)	2.75	3.73	3.65	4.17	—
使用端 CO ₂ 排出原単位 (kg-CO ₂ /kWh)	0.417	0.423	0.410	0.453	—

なお、2007年に発生した新潟県中越沖地震の影響により停止している東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の運転計画などが未定であることから、京都議定書の第一約束期間(2008～2012年度)については、現時点で見通すことは困難としている。

フォローアップにおいては、2007年度の実績についての分析および評価も行っており、主な内容は以下の通りである。

① CO₂ 排出原単位増減の要因分析

2007年度の使用端 CO₂ 排出原単位は 0.453kg-CO₂/kWh となり、2006年度より 0.043kg-CO₂/kWh 増加した。

これは、2007年に発生した新潟県中越沖地震の影響等により、原子力発電設備の利用率が2006年度よりも大幅に低下し、また、渇水により水力発電電力量が2006年度よりも減少した。これにより、火力発電電力量が大幅に増加したことによるものである。

なお、仮に原子力発電所が長期停止の影響を受けていない時の設備利用率実績値

⁹電気事業連合会では、CO₂ 排出抑制に対する目標設定に当たり、使用電力量 1kWh 当たりの CO₂ 排出量(使用端 CO₂ 排出原単位)を指標として取り上げ、2008～2012年度における使用端 CO₂ 排出原単位を、1990年度実績から平均で 20% 程度低減(0.34kg-CO₂/kWh 程度にまで低減)するよう努めることを目標としている。

(84.2%)で 2007 年度に運転した場合、CO₂排出量は約 0.63 億 t-CO₂削減されて 3.54 億 t-CO₂程度、CO₂排出原単位は 0.385kg-CO₂/kWh と試算される。

② CO₂ 排出抑制効果

- 原子力を中心とした、火力、水力をバランス良く組み合わせた「電源のベストミックス」による CO₂排出抑制効果は、2.96 億 t-CO₂と試算される。(2007 年度の CO₂排出量 : 4.17 億 t-CO₂)
- 火力発電熱効率や送配電ロス率の改善により、1990 年度と比較して約 0.28 億 t-CO₂の排出を抑制したと試算される。これは 2007 年度の CO₂排出実績の 6.6%に相当する。
- 2007 年度の原子力と水力等の非化石エネルギーによる発電電力量の合計は、1990 年度比で 627 億 kWh 増加した。これを火力で発電したと仮定すると、原油換算で約 1,420 万 kl に相当し、これは日本の石油の一次エネルギー量を 5.6%削減したことになる。

今後の CO₂ 排出抑制対策としては以下の対策が挙げられている。

① 供給側のエネルギーの低炭素化

- 2020 年度までに原子力を中心とする非化石エネルギー比率 50%を目指すとともに、安全を大前提に原子力利用率の向上を図る。
- 化石燃料の更なる高効率化やセクター別アプローチ等国際協力を積極的に展開していく。

② 需要側のエネルギー利用の効率化

- 産業・運輸・業務・家庭の各部門における電化推進・高効率電気機器の普及や省エネ・省 CO₂活動を通じて、CO₂削減に尽力していく。
- 将来の低炭素化・省エネ化に向けた革新的な次世代技術の開発に取り組む。

電気事業の CO₂ 排出抑制対策については、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所他の原子力発電所の設備利用率を通常に戻すことを第一義としつつ、目標達成に向けた供給側/需要側における一層の取り組みが期待される。

(文責 志知隆弘)

(出所)

- ・ 電気事業における環境行動計画 (電気事業連合会、2008 年 9 月)

<http://www.fepc.or.jp/future/warming/environment/index.html>

9. 韓国、第 1 次国家エネルギー基本計画を採択

2008 年 8 月 27 日、韓国政府は 2008 年から 2030 年までのエネルギー政策の基本方向及び目標を提示する第 1 次国家エネルギー基本計画を採択した。ここでは、今後 20 年間のエネルギー政策の基本方向として「低炭素、グリーン成長」と「エネルギー安全保障、エネルギー効率、環境にやさしいエネルギー政策」の推進を挙げた。

韓国のエネルギー消費量は 1981 年から 2006 年の間年平均 6.7%増加し、1981 年の 4570 万トン(石油換算:以下省略)から 2006 年には 2 億 3340 万トンと約 5 倍に増加している。現状のままではエネルギー需要は増加し続け、2030 年には 3 億 4280 万トンに達する見込みである。

同計画策定の背景には、近年の原油・資源価格の高騰などの国際エネルギー情勢の変化に加えて、国内外から温室効果ガスの削減要求が高まったことがあげられる。同計画において提示された具体的数値目標を下記表にまとめた。

まず、エネルギー効率(エネルギー原単位=エネルギー消費量/国内総生産(単位:石油換算トン/千 2000 年\$))を 2006 年より 47%改善し、2006 年の 0.347 から 0.185 に向上させる。石油依存度は 43.6%から 33%に減少させ、再生可能エネルギーは、技術開発の加速化および各種普及政策の実施により 11%まで普及率を上昇させるとしている。気候変動対策としては段階的に削減目標を策定することを明らかにしたことは注目に値する

また、同計画策定において大きな議論の一つであったのが、原子力関連の政策についてである。原子力重視の政府案に対し、韓国の環境 NGO などが反対し、論争が起きていたが、最終的には 1 次エネルギーに占める原子力シェアを 2030 年までに 27.8%に引き上げ、発電設備容量は現在の 26%から 41%まで拡大するといった目標となった¹⁰。

同計画は、2013 年以降の温室効果ガス削減の義務の負担を負うリスクを挙げ、原油高と CO₂ 削減への対応策における原子力の役割を強調している。新・再生可能エネルギーの普及に関しては技術開発による市場拡大や新しい成長産業として捉えているのが特徴である。

一方、同計画の採択を受け、韓国の 19 の環境団体は共同で声明書を出し、たとえ原単位改善を達成したとしても、2030 年の温室効果ガスの総量排出量は 20%程度増加することを指摘した。さらに、エネルギー需要を過大予測している上、原子力に依存する供給体制であることを厳しく批判した。

今後、韓国の気候変動対策を進めるにあたっては、具体的分野別行動計画を策定すると同時に、気候変動に関連する政府姿勢を明確に示すことで、産業界及び国民に明確なシグナルを送ることが重要であると思われる。

¹⁰ 8 月 13 日の第 2 次公聴会の配布資料においては、設備容量を 37~42%の水準にすることを目標としていた。

表 第 1 次国家エネルギー基本計画

ビジョン	指標	2006 年	2030 年
エネルギー自立社会の構築	自主開発率*	3.2%	40%
	新・再生可能エネルギー普及率	2.2%	11%
省エネ社会への転換	エネルギー原単位**	0.347	0.185
脱石油	石油依存度	43.6%	33%
共生するエネルギー社会構築	エネルギー貧困層比率**	7.8%	0%
Green Technology, Green Energy による新成長動力及び雇用創出	エネルギー技術水準***・(2) ・エネルギー技術水準(3)を世界最高水準に	60%	世界最高水準

(注) * (海外投資鉅口の総生産量中国内企業の持分相当量) / 輸入量

** エネルギー原単位=エネルギー消費量/国内総生産 (単位: 石油換算トン/千 2000 年 \$)

**** 光熱費が家計所得の 10% 以上の世帯をエネルギー貧困層と定義

*** 先進国=100

(文責 金星姫)

(出所)

- ・ 第 1 次国家エネルギー基本計画 国務総理室 (2008.8.27)
- ・ 国家エネルギー基本計画 (案) 第 2 次公聴会配布資料 (2008.8.13)
- ・ 国家エネルギー基本計画確定に関する市民団体声明書 (2008.8.28)

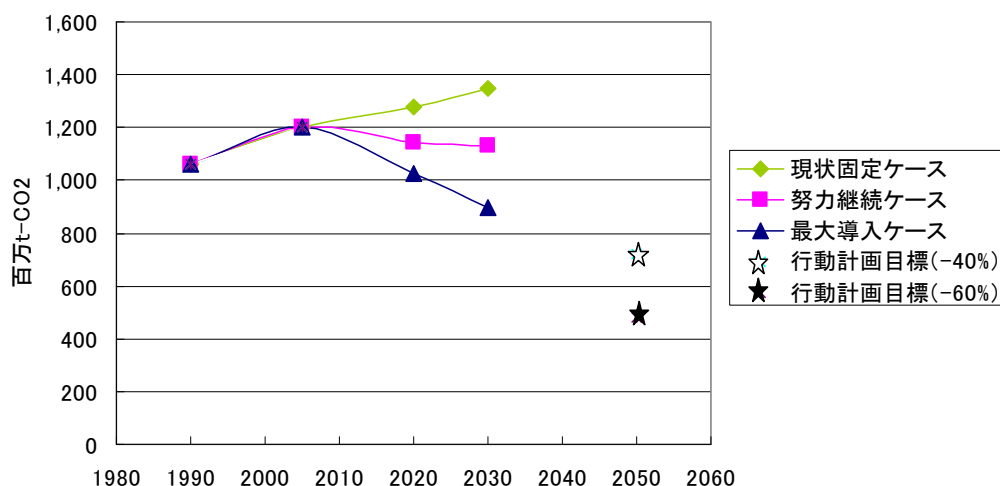
http://www.aku.or.kr/cgi/read.cgi?board=04_4&y_number=33&nnew=1

10. 低炭素社会づくり行動計画における我が国の削減目標の行方

政府は 2008 年 7 月 29 日、「低炭素社会づくり行動計画（以下、行動計画と略す）」を閣議決定した。本行動計画は、福田康夫前首相が同年 6 月に発表した「福田ビジョン(温暖化ニュース Vol115 参照)」の実現に向け、具体的な対策を時系列で示したものである。行動計画は、Ⅰ) 我が国の目標、Ⅱ) 革新的技術開発と既存先進技術の普及、Ⅲ) 国全体を低炭素化へ動かす仕組み、Ⅳ) 地方、国民の取組の支援の 4 つの柱で構成されている。本行動計画で、特に注目を集めたのが本年秋の排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始、および今まで明らかになっていなかった我が国の京都議定書以降の目標設定についてであった。国内排出量取引の試行については、P6「3. 国内排出量取引の試行的実施がスタート」にて詳しい内容を述べているため、本節では、主に我が国の目標設定について概略の説明を行う。

本行動計画で掲げられた我が国の削減目標は、主に長期目標と中期目標に分けて掲載されている。まず、長期目標については、「2050 年に温室効果ガスを現状から 60～80%削減すること」としている。これは、安倍元首相が「クールアース 50」にて掲げた「世界全体の排出量を現状から 2050 年までに半減」という目標、そして福田ビジョンの中で「日本としても、2050 年までの長期目標として、現状から 60～80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指してまいります。」と発言した内容をそのまま明文化した形となった。

図 エネルギー起源 CO₂ の排出量見通しと本行動計画の目標水準



(出所) 総合資源エネルギー調査会需給部、会長期エネルギー需給見通し、2008 年 5 月

(注 1) 排出量見通しはエネルギー起源 CO₂ のみである。

(注 2) 低炭素社会づくり行動計画では基準年を明らかにしていないが、ここでは簡易的に 2005 年を基準年として計算を行った。

次に、この削減目標の強度はどの水準であるのだろうか。図は、経済産業省資源エネルギー庁が 2008 年 5 月に発表した 2030 年までの「長期エネルギー需給見通し」にて提示されたエネルギー起源 CO₂¹¹排出量に加え、本行動計画の目標水準を示したものである。本図からも明らかなように、最も削減量の多い「最大導入ケース¹²」の削減率を 2050 年まで延長したと仮定しても -40%~60%の削減目標に到達することは困難であることがわかる。本目標を達成するために、本行動計画のⅡ) 革新的技術開発と既存先進技術の普及、Ⅲ) 国全体を低炭素化へ動かす仕組み、Ⅳ) 地方、国民の取組の支援で、幅広く施策を提示しているが、どの対策¹³も大幅に実施を行うことは、決して容易ではないのが現状である。

今後は、本長期目標を達成するための中間地点としての中期目標の設定が求められる。本行動計画においては、「来年のしかるべき時期に国別総量目標を発表する」としており、今後の動向が注目されているところである。このような状況の中、首相官邸で行われている「地球温暖化問題に関する懇談会¹⁴」は、新たに「中期目標検討委員会」を設置し、来年の然るべき時期に政策的に決定すると発表した。この「中期目標検討委員会」が我が国の京都議定書以降の削減目標を決定するにあたっては重要な役割を担ってくると考えられる。11 月 25 日には第 1 回目の委員会を開催しており、今後の議論の動向に注視する必要があると言える。

(文責 小川順子)

(出所)

- ・ 低炭素社会づくり行動計画ポイント
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/080729/gaiyou.pdf>
- ・ 福田内閣総理大臣スピーチ (福田ビジョン)
<http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/06/09speech.html>
- ・ 資源エネルギー庁 長期エネルギー需給見通し
<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080523a.pdf>
- ・ 中期目標検討委員会の設置について (案)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tikyuu/kaisai/dai06/06siryou2.pdf>

¹¹我が国は 6 つの温室効果ガスの合計において、エネルギー起源 CO₂ 排出量が約 9 割を占めている (2006 年度)。

¹²最大努力ケースとは、実用段階にある最先端の技術で、高コストではあるが、省エネ性能の格段の向上が見込まれる機器・設備について、国民や企業に対して更新を法的に強制する一歩手前のギリギリの政策を講じ最大限普及させることにより劇的な改善を実現するケースを想定している。

¹³ 例えば、2009 年に CO₂ 回収貯留技術の大規模実証実験に着手し 2020 年までに実用化、太陽光発電導入量を 2020 年に 10 倍にし 30 年に 40 倍を目指す、発電量に占める「ゼロエミッション電源」比率を 2020 年をめどに 50%以上にする、2017 年度までに新設予定の原子力発電所 9 基の建設計画を着実に実現させる、等。

¹⁴内閣総理大臣が有識者の参集を求め、低炭素社会に向けた様々な課題について議論を行う場として設置。

1 1. 欧州火力発電所と CCS

欧州議会は、2015 年以降に新設される火力発電所からの CO₂ 排出原単位の上限を 500g-CO₂/kWh とすることを含む指令案を 10 月 8 日に採択した。今回の修正は、本年 1 月に欧州委員が提案した気候変動政策パッケージに対して議会としての修正を行ったものである。本指令の目的は、温室効果ガスである CO₂ 対策として、CCS (Carbon Dioxide Capture and Storage: 二酸化炭素回収・貯留) を EU で安全に実施することである。

今回の修正案がそのまま最終の指令となるかどうかは不確実であるが、仮にこのままの案で最終決着した場合には、本条件をクリアできない発電所は、CCS にて対応するかもしれないが EUA を購入するかの対応が迫られることとなる。また、今回の大きな修正としては、貯留地への注入完了による貯留地閉鎖後、50 年は事業実施者に法的責任があるものとしてある点である。

今後、今回の欧州の動向により、同じような発電所への規制が世界的な潮流となると、安価な石炭の利用に制限がかかる可能性がある。一方、ガスや石油などの他の化石燃料と比較した場合、CO₂ 排出量の大きい石炭の利用が減少することにより、CO₂ 排出量が減少する可能性も含んでいる。EU はこれとは別に、2020 年までに 12 の CCS の実証プラントを建設計画があり、本指令を足がかりとして、CCS の開発促進を図って行くことを意図していると思われる。

(文責 佐々木宏一)

(出所)

- ・ 欧州議会ホームページ

<http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/200810/20081021ATT40221/20081021ATT40221EN.pdf>

- ・ 欧州議会ホームページ

<http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/200810/20081006ATT38783/20081006ATT38783EN.pdf>

お問合せ : report@tky.ieej.or.jp